

第12回教育委員会（臨）

開会日時 平成27年 6月 23日（火） 午前 9時00分
閉会日時 午前 9時14分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	松澤智昭
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	教育総務課長	小林 緑
学務課長	榎木恭子	生涯学習課長	浅賀俊之
学校地域連携担当課長	木内俊直	指導室長	小西祐一
教育支援センター所長	新井陽子	新しい学校づくり課長	新部 明
学校配置調整担当課長	水野博史	施設整備担当副参事	荒張寿典
中央図書館長	荒井和子		

署名委員

委員長

委員

午前 9時 00分 開会

- 委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第12回の教育委員会臨時会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、小西指導室長、新井教育支援センター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長の、以上11名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により松澤委員にお願いいたします。
本日の委員会は、3名から傍聴申し出がされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

- 委員長 それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 教育長の辞職の同意について

(次長)

- 委員長 日程第一 教育長の辞職の同意について、次長から説明願います。

- 次長 それでは、日程第一 教育長の辞職の同意についてでございます。
もう1枚、資料がついてございますが、こちらが橋本教育長から提出された退職願でございます。
平成27年6月16日に、教育長であります橋本教育委員から、区長及び教育委員会委員長宛に、教育委員と教育長の6月30日付での退職願が提出されております。
委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長 それでは、退職願の提出に当たり、教育長より説明願います。

- 教育長 まず、本日、私ごとの事案によりまして臨時の教育委員会をお開きいただきまして、本当にありがとうございます。
また、委員の皆様には、大変お忙しい中、委員会にお集まりいただきまして、本当に恐縮でございます。
実は、私の任期でございますけれども、平成28年11月30日まででございますけれども、このたび、一身上の都合によりまして、6月30日付で退職させていただきますたく、辞表を提出したところでございます。
この件につきまして、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員 長 では、これより審議に入ります。現在、経過措置により、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が適用されております。

同法第13条第5号で、自己の事件については参与できないと定められておりますので、教育長は一時退席願います。

(教育長 退席)

委員 長 それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野 委員 橋本教育長は、板橋の教育に関してしっかりやっていただいたので、退職されるというのは大変残念なのですけれども、ご都合があるということなので仕方ないかなと思っております。

松澤 委員 私の方も、約1年と少ししか一緒にお仕事できなかったのですけれども、短い時間でしたけれども、教育長としての意思や思いが非常に伝わって、すごくいい教育長だったと感じております。

また、今回、退職してしまうのですけれども、また、この先の道でも頑張っていたきたいなと心より思っております。

以上でございます。

青木 委員 我々教育委員会の意見を真摯に聞いていただいたことが多々あるかと思えます。それも含めて、非常に、改革ですとか前向きな教育長だったと私も認識しております。残念ですが、致し方ありません。ありがとうございました。

委員 長 多分、私が一番長く橋本教育長にはお世話になりまして、北川教育長の後を受けて教育長になられたわけですけれども、非常に、就任早々から各小中学校を全部回られたりしまして、精力的に活動されまして、板橋の教育行政に多大な足跡を残したのではないかと考えております。

本来でしたら、その任期いっぱいやっていただきたいところではございますけれども、また、その努力といいますか、実力をほかのところでも発揮していただければ板橋区のためにもなるかと思っておりますので、このたびは退職ということでございますけれども、今後のご活躍に期待したいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

日程第一 教育長の辞職の同意については、同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

(教育長着席)

それでは、日程第一 教育長の辞職の同意につきましては、本委員会として同意することとします。

引き続き、今後の手続等について、次長より説明願います。

次 長 それでは、今後の手続等でございますが、先ほど、橋本教育長の教育委員及び教育長の辞職についてご同意をいただいたところでございます。

同様に、区長の方でも、同意の手続を総務部の方で行っておりまして、本日付で同意を得る予定でございます。

これによりまして、橋本教育長は平成27年6月30日をもって退職されることとなります。

一方、その後の人事案件でございますが、明日6月24日の区議会本会議に上程される予定でございます。

この案件で区議会の同意が得られましたら、本年4月1日より施行されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づく、いわゆる新教育長が7月1日で就任する運びとなります。

これに伴いまして、若干の変更等がございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委 員 長 この件に関しまして、ご質問等ございましたら、ご発言ください。
特になければ、専決処分を聴取いたします。

○専決処分

1. 平成27年7月1日付区立学校管理職配置に係る内申について

(資料・指導室)

委 員 長 専決処分の(1)平成27年7月1日付区立学校管理職配置に係る内申につきましては、人事案件のため非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に報告することよろしいでしょうか。

(異議なし)

委 員 長 では、そのように処理いたします。
次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

委 員 長 それでは、先ほど申し上げましたように、専決処分(1)については、非公開として聴取いたします。

なお、この報告をもって、本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

委員長 それでは、専決処分（１）「平成２７年７月１日付区立学校管理職に係る内申について」、指導室長から報告願います。

(非 公 開)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 ０９時 １４分 閉会